三　個別評価方式

1　個別評価方式とは、対象法人の当該年度の前年度の末日における時価による評価に基づき一般会計等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式又は当該年度の末日における将来キャッシュフローから一般会計等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式により、一般会計等負担見込額を算定する方式をいう。ただし、個別評価方式により一般会計等負担見込額を算定する場合であっても、特定短期貸付金の額の10％を下回る額を一般会計等負担見込額とすることはできないものとする。

2　資産債務個別評価方式又は経営計画個別評価方式により算定する場合には、原則として、当該評価について、公認会計士又は監査法人の関与、デュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場における評価結果の検討等適当と考えられる方法により評価の適正を期すよう努めるものとする。

3　資産債務個別評価方式

⑴　当該年度の前年度の末日における対象法人の債務の総額から当該法人の所有する資産の時価による価額の合算額を控除した額又は特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額を一般会計等負担見込額とするものとする。

⑵　資産の価額の算定については、次のイからニまでに定めるところにより算定するものとする。

イ　対象法人の保有する土地の価額については、規則第４条第１項に定める方法により算定するものとすること。

ロ　地上権（借地借家法（平成３年法律第90号）に規定する借地権又は民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権に該当するものを除く。）の価額、定期金給付契約であって当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時点において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税評価額の算定の例による等適切な評価を行うこと。

ハ　棚卸資産の価額については、一般に公正妥当と認められる会計基準により適切な評価を行うこと。

ニ　地方公共団体の信用補完との関係、特定短期貸付金の貸付けに係る契約内容等についても適切に評価すること。

4　経営計画個別評価方式とは、対象法人が地方公営企業に準ずるインフラ事業型法人である場合において、次の⑴又は⑵により算定した額を一般会計等負担見込額とする方式をいう。

⑴　規則第６条第１項第２号の例により算定した同号算式の符号Ｄに定める期間が経過した後の負債の額及び当該期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額の合算額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額

⑵　規則第６条第１項第４号の例により作成した経営計画における同項第２号算式の符号Ｄに定める期間内における地方公共団体の負担見込額を現在価値に割り引いた額から当該年度の前年度の末日における純資産の額を控除した額

四　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う対象法人への財政援助としての特定短期貸付金

1　国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う対象法人への財政援助としての特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定については、修正財務諸表評価方式（財務諸表に補正を行った上で財務諸表評価方式を適用する方式をいう。２において同じ。）によるものとする。

2　林業公社についての修正財務諸表評価方式の適用においては、当該林業公社の財務諸表に次の補正を加えるものとする。

⑴　森林勘定における分収林の価額について、森林勘定の含み損益として将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとすること。

⑵　⑴の正味販売価格は、当該年度の前年度の末日における木材価格の時価（過去５年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材の売却による収入の見込額に補助金を加えた額から、今後の事業費（直接事業費に限る。）の額及び分収交付金の額の合算額を控除した額を、現在価値に割り引いた額とすること。この場合において、現在価値に割り引いた額の算出に用いる比率は財政融資資金又は政府金融機関貸付金利を参照するものとし、現在価値に割り引いた額の算出に用いる年数は平均伐期齢と平均林齢との差を用いること。

⑶　経常損益を計算する損益計算書において森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金に対する利払いが営業外費用に含まれない場合にあっては、営業外費用に含むものとして必要な修正を行うこと。

第三　制度融資等における特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定の基準

1　制度融資の原資として地方公共団体が金融機関等に預託を行っている場合であって当該預託が特定短期貸付金の貸付けによって行われている場合における当該特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額については、当該特定短期貸付金の額に当該年度の前年度における預託金の減少率（金融機関等が行う融資に損失が発生したこと等により、当該年度の前年度において当該金融機関等から返還された預託金の額が当該地方公共団体が預託を行った額を下回った場合における当該下回った額を当該地方公共団体が預託を行った額で除して得た値をいう。３において同じ。）を乗じた額とする。

2　対象法人の業務の内容、特定短期貸付金の性質等を勘案して１の場合に準じた扱いとすることが適切であると認められる場合における当該特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定については、１の例によることができるものとする。

3　当該年度の前年度において１又は２による一般会計等負担見込額の算定に影響を生じる特殊な事情がある場合には、当該年度の前年度前の合理的な範囲内の期間における預託金の減少率に相当する率の平均等を用いることができるものとする。

第四　その他の形態の特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定の基準

第二又は第三以外の形態の特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額は、地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該特定短期貸付金の額の10％を下回ることはできないものとする。

附　則

1　特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第２項に規定する特例民法法人をいう。）に対する特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定ついては、本基準の例によるものとする。この場合において、財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、最新の公益法人会計基準に基づいて作成された財務諸表を用いることとし、正味財産増減計算書の当期経常増減額を経常損益として用いること及び貸借対照表の正味財産合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いることを原則とする。また、地方公共団体からの補助金等の財政援助を一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除するものとする。

2　規則附則第３条の貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定については、本基準における特定短期貸付金に係る一般会計等負担見込額の例によるものとする。